

実現しよう！最低賃金1000円・全国最賃制度 賃金の底上げで景気回復を！

2011年最低賃金闘争ニュース

no. 6

大阪労連:大阪市北区錦町2-2 TEL 06-6353-6421

2011年5月13日

大阪府最賃審議会、労働者代表委員の任命処分取り消し



を求める行政不服審査請求を提出!

5月12日(木)の13時30分より、労働者委員立候補者8名のうち、大阪労連推薦者2名のみを排除した任命処分について、労働局との交渉を行いました。労働局賃金課から賃金課長、主任、担当官が出席し、大阪労連から9名(自治労連、生協労連、地域労組おおさか、八尾労連、大阪労連)が出席しました。賃金課長の出席は初めてです。

交渉の前段で、労働者委員立候補者である宮武事務局長が、行政不服審査請求書を賃金課長に手渡しました。(行政不服審査請求は細川律夫厚生労働大臣宛て)

「立候補者8名を6名にしほいごむ基準は何か!？」

労働局は「労働者の利益代表にふさわしい方を任命している」と答えました。「個人で決めているのか、団体で決めているのか」と聞くと、「団体だけで決めているのではない。諸要素で総合的に判断」と答え、「要素の基準は何か」を問うと「一つ一つ分解すると、例えば産業構成や業種など」と答えました。

会議もせずに国の非常勤職員を任命! 委員任命はまだまだ闇の中

「決定経過は答えられない」と課長は答弁しましたが、「会議ではなく、賃金課担当職員が起案(起案者は1名)をして、随時打ち合わせをしながら、局長が決裁をしている。会議は開いていない。起案の最終責任者は賃金課長だ」ということを明らかにしました。大阪労連は「多くの労働者の生活に影響を与えている審議会委員の任命について、国民から質問があればきちんと答えられる公正・公平な、個人の意思が入らないシステム作りが必要である。システムを作り、立候補者の意見聴取を行うべきである」と要請しました。

「システムを作る必要性について、どう考えるか？」



賃金課長は「任命が不公正とは考えていないので、任命を正すために必要があるとは考えていない」「任命は大阪労働局長だが、大阪だけではなく制度は全国的なもの」「システムの必要性を含め、制度なので、早急に答えられるものではなく、検討課題にしたい」と答えました。

交渉終了後、参加者からは「まさか、こんなことで決められているとは思わなかった」「回覧板で決めているのか」など、怒りの声が出されていました。